

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)

大学院学生研究

2016年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院	文学研究科	史学 専攻
研究代表者 (2017年3月現在のものを記入)	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	文学研究科史学専攻博士課程後期課程4年	長峰 樂	印
指導教員	所属・職名	氏名	
	文学部教授	青木 康	印
自然・人文・社会の別	自然 <input type="radio"/> 人文 <input checked="" type="radio"/> 社会 <input type="radio"/>	個人・共同の別	個人 <input checked="" type="radio"/> 共同 <input type="radio"/> 名
研究課題	産業革命期イギリスにおける地方都市行政の諸相—チェスターの事例		
研究組織 (研究代表者・共同研究者) ※2017年3月現在のものを記入	在籍研究科・専攻・学年	氏名	
	文学研究科・史学専攻・博士課程後期課程4年	長峰 樂	
研究期間	2016 年度		
研究経費 (1円単位)	(支出金額) 200,000 円 / (採択金額) 200,000 円		

研究の概要 (200~300字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

本研究の目的は、18世紀後半から19世紀初頭、いわゆる産業革命期と呼ばれる時代のイギリス地方都市における都市行政、主に都市自治体(municipal corporation)による行政の様相を、チェスターという個別の都市を事例として明らかにすることにある。同時代のイギリスの都市自治体に関する議論は、既存のエリートによる寡頭的な支配と、1835年に全国の自治体の解体、再編を定め、新興のミドルクラスの台頭を促した都市自治体法(Municipal Corporations Act)の進歩的、革命的性格を強調する、ウェッブ夫妻の見解が長い間支配的な地位を占めたが、近年の動向では、個別の地方都市を扱ったモノグラフにより、夫妻の見解の再検討が進められている。本研究は以上の研究動向を考慮し、実際に市の統治を担った市議会議員のプロソポグラフィから、19世紀という改革の時代に向かう過程での、都市行政の合理化(rationalisation)を明らかにしていく。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

[市議会議員] [ミドルクラス] [都市自治体法]

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)

本年度の研究成果を報告する前に、まず昨年度の S F R 採択により得られた成果の報告について振り返り、報告内容についてその後さらに知見を深められた部分についての説明をしておきたい。

昨年度は、1750 年から都市自治体法が制定された 1835 年までにかけて、イギリス地方都市、チェスターの自治体による行政が、同時代に進行した都市化、工業化の過程で合理的に対応していたかどうかを考えるため、検討対象期間における市議会議員の選出傾向を検討することで、自治体の最高決定機関である市議会が、都市化に伴う問題に対応しやすい人的条件を整えていたかどうかを明らかにすることを試みてきた。1835 年法制定以前のチェスターの市議会議員は、24 人の市参事会員 (Alderman) と 40 人の市会員 (Common Councilman) から構成され、死亡、辞職を理由として (後者の場合は前者への昇格も理由として) 定数に欠員が生じた場合に、誰を補充するかは市議会の内部で決定されていた。市議会による選出の傾向を検討するために、対象期間の間に選出された市議会議員全員を集的分析にかけたが、その際主に注目したのは、市会員に選出される以前に、選出されるのに必要な資格、すなわち市の正式市民、フリーメン (freemen) としての資格を得るために、どのような条件を満たしたか、またそれがいつのことであったか、ということであった。チェスターのフリーメンとなるためには、①フリーメンである親から資格を継承する、②フリーメンの親方の下で 7 年間の徒弟修業を経る、③自治体から資格を購入する、④自治体から無条件で資格を贈与される、という 4 つの条件のうちいずれか一つを満たす必要があった。以上の 4 条件を基準に選出された市議を 4 つのグループに大別し、フリーメンの資格を得てから市議に選出されるまでの年数について、グループごとの平均値として算出することで、フリーメン資格取得の条件が、市会員へ選出されるための所要年数に影響したかどうかを分析した。分析の結果明らかになったことは、①、②の条件でフリーメンとなった者、中でも、親や親方が市議であった者が、比較的短い年数を経て市会員に選出された、ということであった。この分析結果は、明らかにチェスターの市議会のネポティズムの傾向を表すものといえる。だが、分析の結果明らかになったのはそれだけではない。検討対象である 1750 年から 1835 年までの期間を前後で二つに区分し、それぞれの期間の間に選出された市会員の、それぞれのグループごとの所要年数を算出し、分析し直したところ、①、②の条件でフリーメンとなった者の市会員への選出所要年数が、検討対象期間の間で長期化した一方で、④のグループに属する市会員の選出所要年数は著しく短期化した。さらに、各グループの人数についても見てみると、③、④のグループの市会員の人数は、対象期間の前半と後半の間で 3、4 倍に増加した。以上の分析結果からは、以下の結論が導かれる。すなわち、1750 年から初期の段階においては、チェスターの市議会はネポティズムの性質をもっていたが、1835 年に近づくにつれ、その性質は弱まり、都市自治体にとって新参者であった者を市議として選出する傾向を持ち始めたということである。

このような、チェスター市自治体の市議の選出傾向の変化について理解を深めるため、以下二つの作業を試みた。一つは、上述の各グループの市会員の職業構造の検討、そしてもう一つは、市議会の下位組織としての委員会の検討である。まず前者の検討についてだが、検討対象である 1750 年から 1835 年までの期間を今度は 3 つに区分し、各時期区分における、各グループの市会員の職業構造を分析したところ、興味深い時期的推移が窺えた。対象時期の初期段階では、①、②のグループの市会員が、全体の中でも大きな割合を占めていたのだが、彼らのほとんどは、職業が小売商 (retailer/shopkeeper) であったということである。同時代のイギリスの他の地方都市の例にも見られるように、市議会議員の職業構造はその都市の主要産業によって特徴づけられたのであり、18 世紀を通じて地域社会における消費の中心となったチェスター市が、富裕な小売商によって統治されていたことは、驚くにあたらない。だが、このような小売商支配型の職業構造は、時代が進展するにつれ変化していった。背景にあるのは、上述の通り、自治体にとっての新参者が市会員として従来よりも数多く選出されたことであった。彼らの中には小売商もいたが、比較的多かったのは、外科医や聖職者のような専門職や、土木建築業者のような、知的専門性を有する者であった。このことは、市会員の選出傾向の変化に伴い、その職業構造も、専門性を増す方向へ変化していったということである。そのような傾向が現れた要因について、一つの示唆を与えるのが、市議会内部の委員会の検討結果である。18 世紀後半以降のチェスターでは、他の地方都市同様に行政の実働部隊としての委員会が市議会の下位組織として結成され、この委員会は市議会の会計監査の他、市の公共財としての建造物やインフラの修繕、屠殺場や病棟など、新たな公共建造物の建設を担った。この委員会については、1805 年以降の議事録 (Assembly Committee Minutes Books in Cheshire Archives & Local Studies/ZAC) が残存し、この史料から構成員を知ることができるが、構成員には、③、④のグループの市議として、フリーメン資格を得てから比較的早期に市会員に選出された、専門職業者の名前が散見された。担当した委員会の業務内容も、その者の職業と関係性が深いと思われるものであった。このことから、チェスター市議会が、都市化に伴い顕在化した新たな社会問題への対応の過程で、伝統的な地域のエリートよりも、問題の対応に必要な専門性を有する者を新たな市議として必要視していたことが窺える。ウェッブ夫妻によれば、1835 年の改革法制定以前の都市自治体の多くは、既得権益に固執していたうえに閉鎖的であり、同時代の都市化に対応できなかったとされてきた。だが、チェスターの市議の選出傾向を検討する限り、そこからは夫妻の見解からは異なる自治体の

研究成果の概要 つづき

像が見えてくる。無論、チェスターの一例をすべての都市の自治体に当てはめて考えることはできない。だが、イングランド西部のエクセターや、グロスターなど、他の地方都市でも、医師をはじめとする専門職が市議会議員として 1835 年以前の市議会内部で一定の存在感を持ったことは、同時代に見られたことではあった。18 世紀イギリス都市史研究者の R・スウィートは、こうした事例を同時代における専門職の社会的地位の高まりと見ているが、行政に対する専門性の貢献という観点から以上の例を検討することを、このチェスターの例は促すものであろう。

以上の研究成果をさらに深めるべく、今年度の S F R 採択を受け、昨夏に再び現地チェスターに赴き、1835 年以前に選出された市議会議員の人物像の検討に引き続き努めた。参照した史料は、18 世紀の都市化の進行に伴い、同時代に新たに結成された行政組織に関するものである。チェスターでは、他の地方都市と同様に、都市化にまつわる諸問題に効率的に対応していくために、都市自治体以外の新たな行政組織が担い手として求められたのであり、そのような組織は、18 世紀から 19 世紀初頭までにかけて、過去に例を見ないほどに増加していったのである。例えば、地元の有力者や都市の住民からの寄付金によって設立、運営された任意団体(voluntary society)、ウェストミンスターの議会で課税の権限を認められた特殊法人、改良委員会(improvement commission)、そして株式型組織のカンパニーが、それに相当する。任意団体は主に篤志病院や、慈善学校のような教育機関、会員制図書館として組織され、後者二つは、道路や水道、ガス灯などの市のインフラの整備を担った。また同市では、市が地方と中央を結ぶ交通の中継地点であった事情から、交通量の増加とともに、市を取り巻き流れるディー川に新たに架橋する必要性が叫ばれ、橋の建設と管理にあたるためのディー橋委員会(Dee Bridge Committee)という改良委員会が、1825 年に成立していた。これらの行政組織の中には史料が豊富に残存しているものがあり、議事録や会計簿、成員の名簿まで参照することができた。検討の結果、これらの行政組織の中には、チェスターの市議会議員が少なからず含まれていたことがわかった。さらに、組織の中でも主導的な地位にあった人物には、その後フリーメン資格を与えられてから間もなく市議に選出された専門職もいた。都市自治体以外の行政組織の一員として、市の公共善に寄与した実績のある専門職が、その後速やかに市議へ選出されていったプロセスは、先述の、専門性を求める市議会の姿勢と整合性を持つように思われる。

以上の検討結果について、私的なやり取りの中で現地の研究者から意見を伺ったところ、ミドルクラス形成論の中に位置づけて検討してみることを提案された。18 世紀後半から 19 世紀初頭までにかけての、イングランド北部の工業都市リーズを事例として、ミドルクラスの形成過程を検討した R・J・モリスによれば、同時代の都市問題に対応するために組織された任意団体は、産業構造の変化に伴い富裕化した製造業者、商人と、医師のような専門職が、職業の差を超えて凝集性を獲得する機会を与えたという。また、任意団体の効率的な運営にあたり必要とされた官僚主義的原則は、労働者階級や地主貴族に対するミドルクラスの道徳的優位性を担保し、彼らの間に共通の心性をもたらしたとされる。チェスターでは、18 世紀以降増加した任意団体や改良委員会などの行政組織は、市議会議員以外の都市住民に対し、従来よりも広くシヴィル・ソサイエティ(civil society)に参与する機会を開放したといえるだろう。同時代の市議の選出傾向の変化は、そうした任意団体や改良委員会によって形成された、ミドルクラスとしての凝集性の発現と見るべきだろうか。未検討である、1755 年に設立された篤志病院、チェスター総合病院(the General Infirmary at Chester)の構成員は、チェスターにおけるミドルクラスの形成過程を検討するうえで格好の素材の一つになるように思われる。チェスターに限らず同時期の地方都市で設立された総合病院の運営の原則は、公開性(accountability)や、会員一人一票の無記名投票に代表される「拠出者民主主義」(subscriber democracy)など、ミドルクラスのイデオロギーを体現するものであったからだ。

ただし、チェスター市議の選出傾向の変化を、ミドルクラスの形成過程にそのまま適応させて考えることには、危険が伴うように思われる。1820 年、30 年代においても、依然として小売商や地主勢力の同一家系から出た者が、18 世紀から引き続き市議のポストを一定数保有しており、また彼らは新たな行政組織に複数参加し、中にはその組織の中で中心的な役割を果たしていた者もいたからである。つまり、世紀転換期の市議会や行政組織の構成に決定的な刷新は見られず、また市政の実態においてもミドルクラスの価値観が反映されていたとはいえない。今後の課題としては、同市の市議の間の社会的紐帯について、新たな行政組織を通じた、「変化」としての側面だけではなく、18 世紀から続く連続性にも注目し、検討していくべきであろう。J・ストバートの興味深い研究によれば、18 世紀前半の同市では、市内に居住した地主勢力と、富裕な小売商や専門職とが、遺言執行における法的関係を通じ、また市内の居住地が近接していたという要素も働き、都市内部のエリートとしての凝集性を確保していたという。1835 年の改革法の制定の意義を寡頭的な地主勢力に対するミドルクラスの勝利と捉える、ウェッジ夫妻の議論を相対化するために、近年では様々な角度からの検討が試みられているが、同時期のチェスターの事例はそのための有益な視座を提供するものと思われる。

※この(様式 2)に記入の成果の公表を見合わせる必要がある場合は、その理由及び差し控え期間等を記入した調書(A 4 縦型横書き 1 枚・自由様式)を添付すること。

研究発表 (研究によって得られた研究経過・成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。)

- ①雑誌論文 (著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書 (著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催 (会名、開催日、開催場所)
- ④その他 (学会発表、研究報告書の印刷等)

④ 2016年度立教大学史学会大会・自由論題報告 (2016年6月25日)

「産業革命期イギリスの地方行政組織の構造—チェスターの都市自治体—」